

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 様

住所（所在地）
〒〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
届出者 〇〇県〇〇郡〇〇町〇番地

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

（TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 和歌山工場				
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 〇〇県〇〇郡〇〇町〇番地 「別図1」参照				
第5条第1項関係	特定施設の種類	第4号ロ・第72号		※整理番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。		※受理年月日	年 月 日
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。			
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		※施設番号	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
第5条第2項関係	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		※審査結果	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
	有害物質使用特定施設の種類			※備考	
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		担当部署等 及び連絡先	〇〇部〇〇課 〇〇係 (XXX-XXX-XXXX)
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。			
△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。				
△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。				
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。				

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	 別紙12のとおり。 別紙13のとおり。 別紙14のとおり。 別紙15のとおり。 	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造			
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備			
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法			
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統			

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

「様式第1」についての記載方法

工場又は事業場から公共用水域に水（雨水等を含む）を排出する者は、水質汚濁防止法（以下「法」という。）施行令別表第1に規定する特定施設を設置しようとする場合、法第5条第1項に基づく「特定施設設置届出書」をその特定施設の設置の60日以上前までに管轄する保健所（和歌山市内の場合は、和歌山市役所）に提出しなければなりません。

1 届出者

特定施設を設置している工場・事業場の代表者を記載。

法人（会社）の場合は、原則、住所は本社・本店等の住所、届出者は代表取締役等の代表者、電話番号は、本社の代表番号等を記載。法人代表者以外で届け出る場合は、法人代表者から届出者への「委任状」を添付。

個人事業主についても同様の記載が必要。

日付は、原則届出する日を記載。

2 工場又は事業場の名称

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記載。

3 工場又は事業場の所在地

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地を記載し、当該所在地が分かる地図等を添付。

4 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令別表第1に該当する施設番号（及びその名称）を記載。

5 有害物質使用特定施設の該当の有無

届出する事業場に有害物質使用特定施設が1つでも有る場合は「有」にチェックをする。1つもない場合は「無」にチェックをする。

4 担当部署等及び連絡先

届出書の記載内容についての問い合わせに対応できる担当部署等及びその電話番号について記載。

5 特定施設の構造

「別紙1」へ記載。

6 特定施設の設備

「別紙1の2」へ記載。

ただし、届出する事業場に有害物質使用特定施設が1つもない場合は、届出不要。

6 特定施設の使用の方法

「別紙2」へ記載。

7 汚水等の処理の方法

「別紙3」へ記載。

8 排出水の汚染状態及び量

「別紙4」へ記載。

9 排出水の排水系統別の汚染状態及び量

「別紙5」へ記載。

本様式は、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する和歌山県の区域内の工場又は事業場で、日平均排水量が50 m³以上の工場又は事業場のみ届出必要。

10 排出水に係る用水及び排水の系統

「別紙6」へ記載。

有害物質取り扱いリスト

工場・事業場名称	記入担当部署（又は担当者）	連絡先 TEL
〇〇株式会社 △△事業所	〇〇部〇〇課 〇〇係	XXX-XXX-XXXX

有害物質	該当すれば「○」を記入		取り扱い期間 (有害物質の取り扱い開始から 終了まで)
	特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) での取り扱い	特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 以外での取り扱い	
四塩化炭素			
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
1,2-ジクロロエチレン			
1,3-ジクロロプロペン			
ジクロロメタン			
テトラクロロエチレン			
1,1,1-トリクロロエタン			
1,1,2-トリクロロエタン			
トリクロロエチレン			
ベンゼン			
カドミウム及びその化合物			
六価クロム化合物			
シアン化合物			
水銀及びその化合物			
セレン及びその化合物			
鉛及びその化合物			
砒素及びその化合物			
ふっ素及びその化合物			
ほう素及びその化合物			
シマジン			
チオベンカルブ			
チウラム			
ポリ塩化ビフェニル (PCB)			
有機リン化合物 (注1)			
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物			
塩化ビニルモノマー			
1,4-ジオキサン			
これら上記の全有害物質を取り扱っていない場合は右の空欄に○をご記入ください。			○

注1 有機リン化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNをいう。

注2 有害物質を取り扱うとは、有害物質を製造、使用、処理又は貯蔵する等をいう。

注3 取り扱う有害物質がある場合は、さらに「有害物質の取り扱い状況」に記入が必要です。

注4 過去に取り扱っていた、または今後使用等する有害物質すべてについて記入すること。

「有害物質取り扱いリスト」の記載方法

工場・事業場において「有害物質取り扱いリスト」の一覧にある水質汚濁防止法に定める有害物質を製造、使用、処理、又は貯蔵するなど、有害物質を取り扱う（以下、「取り扱う」と言う。）場合には記入してください。また、取り扱うことがない場合は、最下の欄に○を記入してください。特定施設で取り扱う有害物質だけでなく、これら以外に届出する工場・事業場内で取り扱われる有害物質についても、取り扱いの有無を記載ください。過去に取り扱っており、現在取り扱っていない物質についても可能な限り記載ください。

まず、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設で取り扱うのか、それともこれら以外で取り扱うのかにつきまして、どちらか、または両方に○を付けてください。

次に、取り扱っていた期間についても記入ください（記載例：H10. 2～H23. 10 / H26. 4～）。取り扱い期間が複雑で書ききれない場合などは、別途「有害物質の取り扱い状況」に記載してください。

また、なお、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設とは以下のとおりです。

●有害物質貯蔵指定施設

有害物質（液状）を貯蔵することを目的として水質汚濁防止法に定める有害物質を「貯蔵している施設」。なお、貯蔵する有害物質の種類によらず、大臣が定める方法で検出される濃度であれば届出が必要。

●有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設のうち、水質汚濁防止法に定める有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設。なお、製造、使用、処理するとは以下のとおり。

製 造	： 当該特定施設において、有害物質を製品として製造すること。
使 用	： 当該特定施設において、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用すること。
処 理	： 当該特定施設において、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去すること。

・有害物質使用特定施設に関する注意点

（1）直接に特定有害物質を製造、使用又は処理していない施設であっても、以下の施設の場合は含まれます。【以下カッコ内は水質汚濁防止法施行令別表第1の施設の番号】

①特定有害物質を使用している試験研究機関の研究棟、病院等に設置された洗浄施設

【第71号の2イ、第68号の2ロ】

②特定有害物質を含む製品（1%以上）を製造する工程に付属する施設

（2）ただし、以下のような場合は、有害物質使用特定施設には該当しません。

- | |
|---|
| <p>① 特定有害物質を微量に含む原材料を用いるが、当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない行為</p> <p>（ア）バッチャープラント【第55号】における生コンクリートの製造</p> <p>（イ）石炭を原料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設【第63号の3】における廃ガスの洗浄</p> <p>（ウ）石油精製業（潤滑油再生業を含む）の用に供する施設【第51号】における原油等の精製</p> <p>② 一般廃棄物処理施設【第71号の3】または産業廃棄物処理施設【第71号の4】における廃棄物の処理および下水道終末処理施設【第73号】における下水の処理</p> <p>（ア）廃棄物処理施設からの排ガスに含まれる重金属等の処理施設での処理</p> <p>*ただし、特定有害物質そのものを廃棄物処理施設で処理することは該当します。</p> <p>③ 特定有害物質を固体以外の状態にせず、かつ、粉状または粒状にしない形での取扱い</p> <p>（ア）特定有害物質を含む固形物（粉状または粒状のものを除く）の洗浄</p> <p>*ただし、酸等でその固形物の表面を溶解させるか、または研磨等により粉状のものを発生させることを意図して行う場合は該当します。</p> <p>④ 特定有害物質が密封された製品の取扱い</p> <p>（ア）ポリ塩化ビフェニルが封入された電気機器の特定施設の電気系統の一部としての使用</p> |
|---|

有害物質の取り扱い状況

有害物質	薬品名・原料の保管方法（どういう形状のもので購入され、使用等されるまでのように保管されるか）・取り扱い場所（特定施設(有害物質貯蔵指定施設)で取り扱う場合は、どの施設で取り扱われるのか）・取り扱う目的・取り扱い方法・廃液の処理方法・その他
	<div data-bbox="400 864 1209 958" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 有害物質を取り扱わない場合は届出不要 </div>

※過去取り扱っていた、または今後使用等する有害物質すべてについて記入すること。
 ※有害物質が取り扱われている薬品の成分がわかるもの（MSDS等）を別途添付すること。

「有害物質の取り扱い状況」の記載方法

「有害物質取り扱いリスト」の一覧にある水質汚濁防止法に定める有害物質を取り扱う場合は、それぞれの項目について、薬品名・原料の保管方法（どういう形状のもので購入され、使用等されるまでのように保管されるか）・取り扱い場所（特定施設（有害物質貯蔵指定施設）で取り扱う場合は、どの施設で取り扱われるのか）・取り扱う目的・取り扱い方法・廃液の処理方法等について記入してください。

なお、有害物質を取り扱わない場合は、前述の「有害物質取り扱いリスト」のみ提出頂き、「有害物質の取り扱い状況」については提出していただく必要はありません。

この記載例では、保存食料品製造業として作成しており、有害物質は取り扱わない設定ですが、仮に取り扱う（取り扱っている・取り扱っていた）場合のいくつかの記載例を以下に示しますので参考としてください。

【有害物質を取り扱う場合の記載例】

有害物質の取り扱い状況

使用等物質名 (有害物質)	薬品名・原料の保管方法（どういう形状のもので購入され、使用等されるまでのように保管されるか）・取り扱い場所（特定施設（有害物質貯蔵指定施設）で取り扱う場合は、どの施設で取り扱われるのか）・取り扱う目的・取り扱い方法・廃液の処理方法・その他
ジクロロメタン	薬品名は▲▲（別添MSDS参照）。特定施設では使用等しないが、○○のために使用される機械（別添■参照）の部品を洗浄するために使用。部品を水洗等したのち、▲▲をしみ込ませた布で最後に拭く。この布は廃棄物として処理。薬品の入った容器も廃棄物として処理するので、廃液は全て回収されている。
六価クロム化合物	薬品名はXX（別添MSDS参照）。原材料は粉体であり、○○保管室に保管している。○○という特定施設で使用している。製造する金属部品の表面処理に使用。粉体を、当該特定施設の槽で水に溶かして表面処理溶液を作成する。廃液は、殆ど産廃として回収し処理するが、一部回収しきれないものは排水処理施設で処理後、排出される。
鉛化合物	様々な試薬類に含まれており、試験研究時に使用する。使用は研究室内に限られ、廃液及びこれらに使用したフラスコなどの機具類の洗浄水も、鉛が検出限界以下になるまで全量回収し産廃処理するため、排水中には一切含まれない。
シアン化合物	薬品名はYY（別添MSDS参照）。現在設置している特定施設で今も使用している。製造する金属部品の表面処理に使用。薬品を、機械の容器に流せば後は自動で表面加工する。廃液は、排水処理施設で処理し排出している。
アンモニア	アンモニア水（20%w/w）として、最大貯蔵量8tの地上タンクに貯蔵している。アンモニア水は、○○を中和するために使用している。アンモニア水は、タンクローリー車からタンクに供給され、タンクから生産設備に流入する。

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No. 1	No. 2
特定施設号番号及び名称	第4号口 洗浄施設	第72号 し尿処理施設
型 式	◎◎A型 別図2-1	◎◎省告示第◎◎号◎◎方式 別図2-2
構 造	ステンレス製 別図2-1	鉄筋コンクリート製地下埋設 別図2-2
主要寸法	縦◎◎m×横◎◎m×高さ◎◎m 別図2-1	縦◎◎m×横◎◎m×高さ◎◎m 別図2-2
能 力	◎◎洗浄◎◎Kg/日 洗浄容量◎◎m ³ /日	処理対象人員◎◎人 ◎◎人槽 計画汚水量◎◎m ³ /日
配 置	別図3	別図3
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	◎◎年◎◎月◎◎日	◎◎年◎◎月◎◎日
工事完成予定年月日	◎◎年◎◎月◎◎日	◎◎年◎◎月◎◎日
使用開始予定年月日	◎◎年◎◎月◎◎日	◎◎年◎◎月◎◎日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

「別紙1」の記載方法

- 1 工場又は事業場における施設番号
工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号等（任意）を記載。
 - 2 特定施設番号及び名称
水質汚濁防止法施行令別表第1の当該特定施設の該当する施設番号（及びその名称）を記載。
 - 3 型式
メーカー名・規格の番号等を記載し、その概要が分かる設計図・仕様書・カタログ等を添付。
 - 4 構造
主要な材質・構造を記載。
 - 5 主要寸法
施設全体の外形寸法又は主要部の寸法を記載。
 - 6 能力
施設を1日最大稼働させた場合の能力等を記載。
(例) ナット〇〇個/日、惣菜〇〇食/日、めっき槽全容量〇〇L、〇〇人槽〇〇m³/日、ろ過面積〇m²
 - 7 配置
特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置が分かる図面等を添付。
特定施設については、色分けする等して他の施設と区別すること。
 - 8 設置年月日
これから設置する特定施設については記載不要。
 - 9 工事着手予定年月日
工事完成予定年月日
使用開始予定年月日
} 予定年月日を記載
- 工事着手予定日は必ず保健所受理日から60日以後の日を記載すること。
- 10 その他参考となるべき事項
 - ・同時に同機種の特定施設を複数基設置する場合にその数を記載
 - ・特定施設の構造について参考となるべきことを記載
 - ・当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等について記載すること。

※各記入欄が小さい場合は、別に資料、図面等を作成し提出しても良い。ただし、記入欄には、「別添◎◎のとおり」のようにその旨を明記し、どの資料、図面等に記載しているかを明確にすること。

特定施設の設備

工場又は事業場における 施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		

有害物質を取り扱わない場合は届出不要

配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

「別紙1の2」の記載方法

別紙1の2には、有害物質貯蔵指定施設「本体」に付帯する配管等、排水溝等（以下「設備等」という。）について記載ください。

なお、配管等、排水溝等とは以下のとおりです。

配管等	：有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等。
排水溝等	：有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水系統の設備等。

なお、「別紙1の2」については、有害物質使用特定施設がある場合のみ、記載・提出が必要です。

したがって、特定施設が複数ある事業場で、そのうち1つだけ有害物質使用特定施設がある場合は、その1つの有害物質使用特定施設についてのみ別紙1の2に記載し、提出してください。

1 工場又は事業場における施設番号
「別紙1」と同一。

2 特定施設番号及び名称
「別紙1」と同一。

3 設備
設備等の全てについて記載。

4 構造
「3 設備」に記載した設備等の材質を記載し、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。
これらの構造等が分かる資料（設計図、構造図、カタログ、写真等）を添付。
（構造基準に対する適合の有無がわかる旨を記載し、それを説明・補完する添付資料が必要）

5 主要寸法
「3 設備」に記載した設備等の主要寸法を記載。可能な限り、図面等を添付。

6 配置
設備等が設置された建物の名称・位置等を記載。
地下（半地下・一部地下）に設置されている場合には、必ずその旨記載すること。
設備等の配置が分かる図面等を添付。

7 設置年月日
これから設置する特定施設については記載不要。

8 工事着手予定年月日
工事完成予定年月日
使用開始予定年月日 } 予定年月日を記載。

工事着手予定日は必ず保健所受理日から60日以後の日を記載すること。

9 その他参考となるべき事項
当該有害物質使用特定施設の設備等の構造等について参考となるべきことを記載。
設備等のうち、有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、この欄にその旨記載すること（流れない理由や、流れないようにする方法等も記載）。
なお、有害物質を含むか含まないかの判断は、法で定められた測定法で測定して検出されるかされないかによる。

※各記入欄が小さい場合は、別に資料、図面等を作成し提出しても良い。ただし、記入欄には、「別添◎◎のとおり」のようにその旨を明記し、どの資料、図面等に記載しているかを明確にすること。

別紙 2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	No. 1		No. 2		
特定施設番号及び名称	第4号口 洗浄施設		第72号 し尿処理施設		
設置場所	別図3		別図3		
操業の系統	別図4		別図4		
使用時間間隔	8時から17時		24時間		
1日当たりの使用時間	8時間/日		連続24時間		
使用の季節的変動	6月から9月まで稼働		なし		
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	原料 ◎◎kg/日 ◎◎液 ◎◎m ³ /日		塩素系固形錠剤 ◎◎kg/日 ◎◎液 ◎◎m ³ /日		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	4~6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD(mg/L)	1200	1500	20	20
	COD(mg/L)	900	1200	30	30
	SS(mg/L)	450	600	50	50
	ノルマルヘキサノール(mg/L)	10	15	20	25
	T-N(mg/L)	10	15	20	25
	T-P(mg/L)	3	4	2.5	3.5
	大腸菌数(個/cm ³)	無数	無数	0	<3,000
汚水等の量(m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	240	270	100	100	
その他参考となるべき事項	◎◎液については委託業者が回収 (業者名◎◎株式会社)		汚泥は委託業者が回収 (業者名◎◎株式会社)		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

「別紙2」の記載方法

- 1 工場又は事業場における施設番号
「別紙1」と同一。
- 2 特定施設号番号及び名称
「別紙1」と同一。
- 3 設置場所
「別紙1」と同一。
- 4 操業の系統
施設を含む操業系統（フローシート）を記載。書ききれない場合は資料を添付。
- 5 使用時間間隔
1日における通常の使用開始時間と使用終了時間を記載。
- 6 1日当たりの使用時間
1日当たりの使用時間を記載。
- 7 使用の季節的変動
施設の使用時間、使用方法に季節的な変動がある場合その内容を記載。
- 8 原材料の種類、使用方法及び1日当たりの使用量
施設で使用する原料、薬品等の種類等を記載（燃料は除く）。
特に、当該特定施設で有害物質を含む原料等を使用等する場合は、その旨がわかるように必ず記載すること。
- 9 汚水等の汚染状態
施設から排出される可能性のある種類・項目の1日の通常値及び最大値を記載。
通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるもの（特定施設において使用等している物質や副生成等により存在すると推測される物質を含む）について記載すること。ただし、排水基準が適用されない項目は記載する必要はない。
- 10 汚水等の量
施設から排出される汚水等の1日の通常量及び最大量を記載。
- 11 その他参考となるべき事項。
 - ・汚水等を産廃処理業者に回収させている場合はその旨を記載
 - ・その他参考となるべき事項を記載

※各記入欄が小さい場合は、別に資料、図面等を作成し提出しても良い。ただし、記入欄には、「別添◎◎のとおり」のようにその旨を明記し、どの資料、図面等に記載しているかを明確にすること。

別紙3

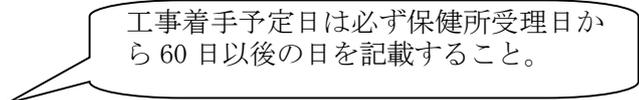
汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	No. 1				No. 2				
処理施設の設置場所	別図3				別図3				
設置年月日	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日	◎◎年◎◎月◎◎日				◎◎年◎◎月◎◎日				
工事完成予定年月日	◎◎年◎◎月◎◎日				◎◎年◎◎月◎◎日				
使用開始予定年月日	◎◎年◎◎月◎◎日				◎◎年◎◎月◎◎日				
種類及び型式	し尿処理施設 ◎◎省告示第◎号◎方式(別図5-1)				(株)◎◎設計◎◎型排水処理施設				
構造	鉄筋コンクリート製地下埋設(別図5-1)				RC				
主要寸法	縦10,000mm×横2,000mm×高さ5,000mm(別図5-1)				縦◎◎mm×横◎◎mm×高さ◎◎mm(別図5-2)				
能力	処理対象人員◎◎人、計画汚水量◎◎m ³ /日				300m ³ /日				
処理の方式	◎◎ばっき方式				活性汚泥法+凝集沈殿				
処理の系統	別図6-1				別図6-2				
集水及び導水の方法	別図7				別図7				
使用時間間隔	24時間				24時間				
1日当たりの使用時間	連続24時間				連続24時間				
使用の季節変動	なし				なし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	塩素系固形錠剤◎kg/日 ◎◎液◎m ³ /日				◎◎ ◎kg/日 ◎◎ ◎kg/日 NaOH ◎kg/日				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	4~6	5.8~8.6	4~6	5.8~8.6
	BOD(mg/L)	200	20	250	20	1200	10	1500	20
	COD(mg/L)	200	30	250	30	900	15	1200	30
	SS(mg/L)	200	50	250	50	450	50	600	60
	ノルマルヘキサン(mg/L)	35	20	40	25	10	8	15	12
	T-N(mg/L)	25	20	30	25	10	8	15	10
	T-P(mg/L)	3	2.5	4	3.5	3	2.5	4	3
	大腸菌群数(個/cm ³)	無数	0	無数	<3,000	無数	0	無数	<3,000
量(m ³ /日)	100	100	100	100	250	250	300	300	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	濃縮汚泥◎◎m ³ /日は業者回収 回収業者名◎◎(株)				濃縮汚泥◎◎m ³ /日は業者回収 回収業者名◎◎(株)				
排出水の排出方法	排水口の位置:別図7、排水口の数:1、排出先:◎◎水路→◎◎川				排水口の位置:別図7、排水口の数:1、排出先:◎◎水路→◎◎川				
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

「別紙3」の記載方法

別紙3には、特定施設からの汚水等を処理する施設について記載します。

- 1 工場又は事業場における施設番号
工場又は事業場内の全施設のうちから当該汚水等の処理施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号を記載。
- 2 処理施設の設置場所
配置が分かる図面等に記載し添付。

- 3 設置年月日・工事着手予定年月日・工事完成予定年月日・使用開始予定年月日
設置年月日は記載不要、それ以外は予定年月日を記載。
- 4 種類及び型式
施設のメーカー名・規格の番号等を記載し、その概要が分かる設計図・仕様書・カタログ等を添付。
- 5 構造
主要な材質・構造を記載。
- 6 主要寸法
施設全体の外形寸法又は主要部の寸法を記載。
- 7 能力
施設を1日最大稼働させた場合の能力を記載。
- 8 処理の方式
処理の方式について記載。
- 9 処理の系統
処理系統をフローシートに記載し系統図及び設計計算書を記載した資料を添付。
- 10 集水及び導水の方法
施設から汚水等の処理施設に至る経路を図面に記載した資料を添付。
- 11 使用時間間隔
1日における通常の使用開始時間と使用終了時間を記載。
- 12 1日当たりの使用時間
1日当たりの使用時間を記載。
- 13 使用の季節変動
施設の使用時間、使用方法に季節的な変動がある場合その内容を記載。
- 14 消耗資材の1日当たりの用途別使用量
処理施設において、中和・凝集・酸化・その他の反応に使う薬品等の1日当たりの使用量を記載。
- 15 汚水等の汚染状態及び量
処理施設の使用時における入口（処理前）及び出口（処理後）の水質の通常値（平常運転値）及び最大値（処理能力値）並びに水量の通常量（平常運転量）及び最大量（処理施設の最大処理能力量）を記載。
- 16 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法
処理により発生する発生残差の1か月間の種類別生成量を記載。

17 排出水の排出方法

排水口の位置、数、排出先（例：◎◎水路→◎◎川）を記載し、主要河川又は海域までの排水系路を示した資料を添付。

18 その他参考となるべき事項

その他参考となるべき事項があれば記載。

※各記入欄が小さい場合は、別に資料、図面等を作成し提出しても良い。ただし、記入欄には、「別添◎◎のとおり」のようにその旨を明記し、どの資料、図面等に記載しているかを明確にすること。

別紙4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口No. 1		排水口No. 2～No. 3	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	雨水専用排水口	雨水専用排水口
	BOD(mg/L)	4	6		
	COD(mg/L)	5	9		
	SS(mg/L)	14	17		
	ノルマルヘキサン(mg/L)	3	4		
	T-N(mg/L)	3	4		
	T-P(mg/L)	0.5	0.8		
	大腸菌群数(個/cm ³)	500	<3,000		
排水水の量(m ³ /日)	通常 1450	最大 1700	通常		
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

「別紙4」の記載方法

別紙4には、排水口ごとの水量・水質を記載します。

- 1 工場又は事業場における施設番号
排水口の番号又は名称を記載
- 2 排出水の汚染状態
排水口別に1日の排出水の水質の通常値（平常運転値）及び最大値（年間最大運転値）を記載
通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがある項目（特定施設において使用等している物質や副生成等により存在すると推測される物質を含む）について記載すること。ただし、排水基準が適用されない項目は記載する必要はない。
日平均排水量が50m³以上の事業場については、pH, BOD, COD, SS, n-Hex, T-P, T-N, 大腸菌群数について原則記載すること。ただし、排水基準が適用されない項目、通常排水口から排出されるおそれのない項目は記載不要。
なお、ここに記載された項目（排水基準が適用される項目に限る）については、年1回以上測定しなければなりません（法第14条第1項）。
- 3 排出水の量
排水口別に1日の排出水の水量の通常値（平常運転量）及び最大量（年間最大運転量）を記載
- 4 その他参考となるべき事項
その他参考となるべき事項があれば記載

(参考)

数値突合

別紙4に記載された排水口の通常水量の合計＝

別紙5「特定排水」通常水量合計＋「特定排水以外の排水」通常水量合計

別紙4に記載された排水口の最大水量の合計

別紙5「特定排水」最大水量合計＋「特定排水以外の排水」最大水量合計

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

		指定項目の別							COD		
業種その他の区分	汚染状態 (mg/l)	水 量 (m ³ /日)							汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Q _{co}	Q _{ci}	Q _{cj}	通常	最大	
特定排水水	野菜漬物製造業 16	15	30	250	300			300	4.5	9.0	COD、窒素含有量、りん含有量についてそれぞれ作成。
	501人槽以上の浄化槽 221(3)	30	30	100	100			100	3.0	3.0	
	合計			350	400			400	7.5	12.0	
特定排水水以外の排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	冷却水 雨水	1 -	2 -	1100 -	1300 -	1.3 -	2.6 -				
	合計			1100	1300	1.3	2.6				
その他の参考事項	<p>この記載例では、CODのみを示しているが、COD、窒素、りんについてそれぞれ作成し届出すること。</p>										

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する和歌山県の区域内（*）の工場又は事業場で日平均排水量が50 m³以上の事業場についてのみ記載し、届出する。これ以外は別紙5については届出不要。
 *区域：和歌山市、橋本市、海南市、有田市、紀の川市、海草郡、那賀郡、伊都郡、有田郡、日高郡由良町及び日高郡日高町の一部（概ね日の岬以北）

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{no}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 4 りん含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{po}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

「別紙5」の記載方法

別紙5は、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する和歌山県の区域内（*）の工場又は事業場で日平均排水量が50 m³以上の事業場についてのみ記載し、届出する。これ以外は届出不要。

*区域：和歌山市、橋本市、海南市、有田市、紀の川市、海草郡、那賀郡、伊都郡、有田郡、日高郡由良町及び日高郡日高町の一部（概ね日の岬以北）

1 指定項目の別

化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の3項目についてそれぞれ記載、作成

2 特定排水（排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの）

(1) 業種その他の区分

業種によって指定された番号を記載

番号：「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」を参照

(2) 汚染状態

特定排水の排水処理後の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量を記載

(3) 水量

業種ごとの排水の量を記載。Q値については主に次のとおり

・COD

Q_{c0} = 特定排水の量（ Q_{ci} 及び Q_{cj} を除く）

Q_{ci} = 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に増加した特定排水の量

Q_{cj} = 平成3年7月1日以降に増加した特定排水の量

・窒素含有量

Q_{n0} = 特定排水の量（ Q_{ni} を除く）

Q_{ni} = 平成14年10月1日以後に新增設により増加した特定排水の量

・りん含有量

Q_{p0} = 特定排水の量（ Q_{pi} を除く）

Q_{pi} = 平成14年10月1日以後に新增設により増加した特定排水の量

(4) 汚濁負荷量

通常：汚染状態（通常）×水量（最大）× 10^{-3}

最大：汚染状態（最大）×水量（最大）× 10^{-3}

3 特定排水以外の排水

間接冷却水、雨水等、特定排水以外の排水について記載

(参考)

数値突合

別紙4に記載された排水口の通常水量の合計＝

別紙5「特定排水」通常水量合計＋「特定排水以外の排水」通常水量合計

別紙4に記載された排水口の最大水量の合計＝

別紙5「特定排水」最大水量合計＋「特定排水以外の排水」最大水量合計

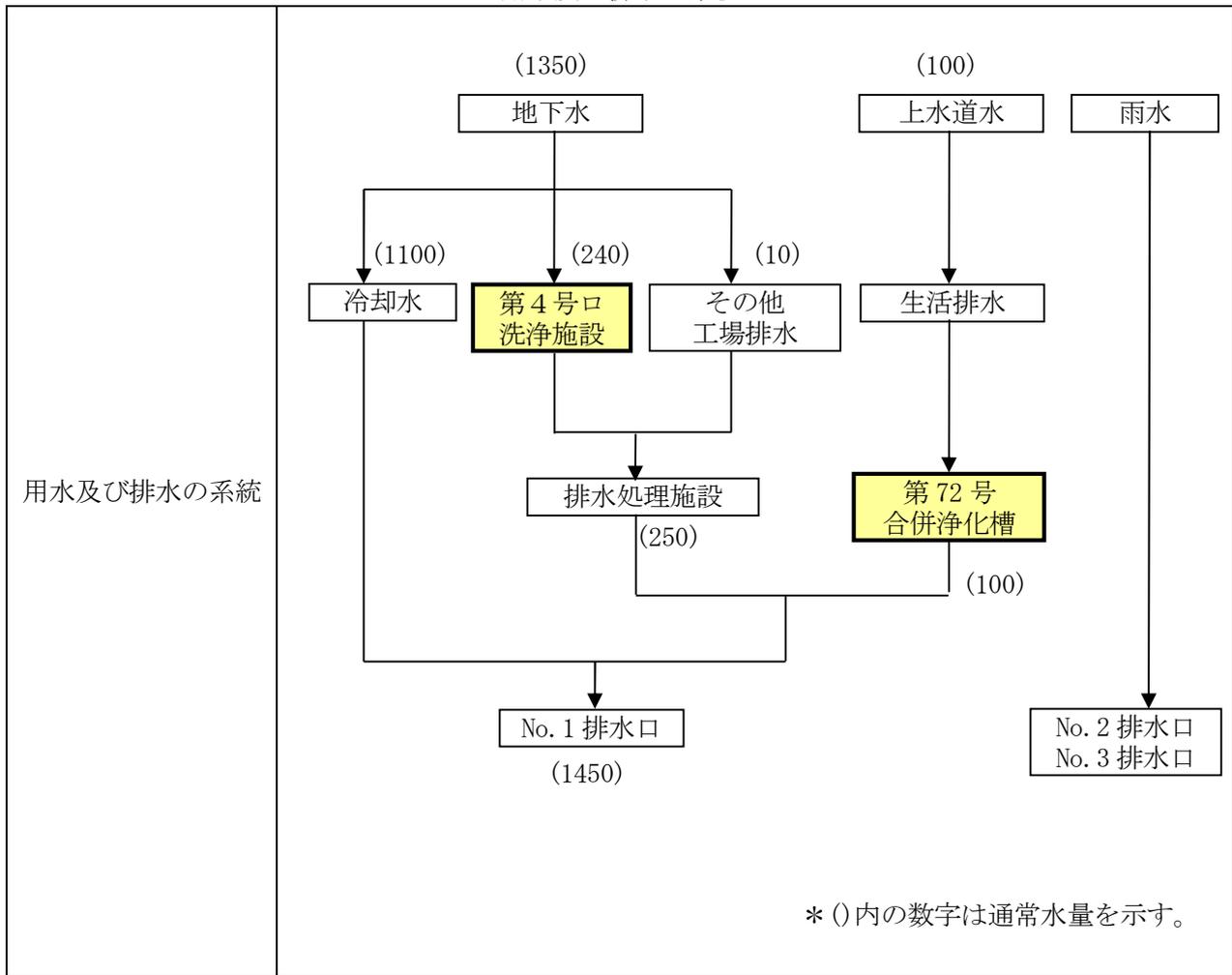
別紙4に記載された排水口でのCOD, T-N, T-Pの負荷量の合計（通常濃度×最大水量）＝

別紙5「特定排水」＋「特定排水以外の排水」の汚濁負荷量（通常）の合計

別紙4に記載された排水口でのCOD, T-N, T-Pの負荷量の合計（最大濃度×最大水量）＝

別紙5「特定排水」＋「特定排水以外の排水」の汚濁負荷量（最大）の合計

用水及び排水の系統



用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)
	原料洗浄水	地下水	240
	その他工場排水	地下水	10
	冷却水	地下水	1100
	生活排水	上水道水	100

「別紙6」の記載方法

1 用水及び排水の系統

工場・事業場における用水・排水のフローシートについて図示。

特定施設からの排水については、必ずほかの排水と区別し記載。

水量については、通常水量を系統別に色分けする等区別して記載

用水：「工業用水」、「上水道水」、「地下水」、「海水」、「河川水」、「雨水」、「循環水」、「温泉水」等の種類で記載

2 用途別用水使用量

用水及び排水の系統に記入された水量の内訳を記載

用途：洗浄水、間接冷却水、生活雑排水等の区分で記載

使用水：用水の種類を記載

届出に必要な添付書類一覧を次に示す。

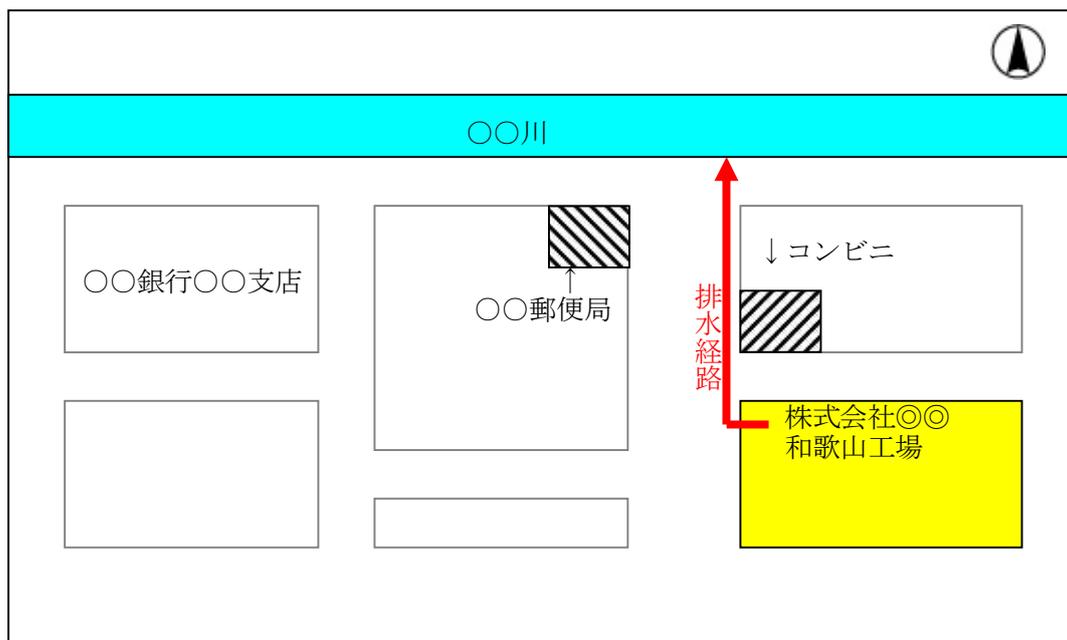
- 届出に必要な添付図面等一覧
(提出様式自由：下記の複数の内容を、1つの図面で示してもよい。)

必要添付図面	作成方法等	記載例
工場等付近見取図（工場排水口から主要河川又は海域までの排水系路も併せてご記入ください）	市販の地図やインターネットで利用できる地図等を参考に、事業場の位置と主要河川または海域までの排水経路を明記	別図1
特定施設の構造図	設計図・仕様書・カタログ 等	省略
特定施設、主要機械、主要装置、汚水処理施設等の配置図	事業場平面図に、特定施設、主要機械、主要装置、汚水処理施設等を明記	別図3
施設の操業系統図（フローシート）	特定施設を含む操業系統図。原料から製品までの製造工程を示すフローシートを作成し、そのうち、特定施設に該当する部分を明記する。また、排水が出る行程についても明記する	別図4
汚水処理施設の構造図	設計図・仕様書・カタログ 等	省略
汚水処理施設の処理系統図（フローシート）	設計図・仕様書・カタログ 等	省略
工場（内部）排水経路図（特定地下浸透水がある場合は、浸透水経路図及び浸透方法図）	事業場平面図に、特定施設、汚水等の処理施設、用・排水経路及び排水口又は浸透施設の位置を明記	別図3
用水及び排水の系統	別紙6に書ききれない場合必要	別紙6に記載
有害物質の取り扱い状況が分かる資料	「有害物質取り扱いリスト」（及び「有害物質の取り扱い状況」）を提出	例示済み
設置または変更にかかる概要（理由）	事業場の概要・主要製品等が分かる資料・パンフレット・ホームページを利用 等	資料1

設置にかかる概要

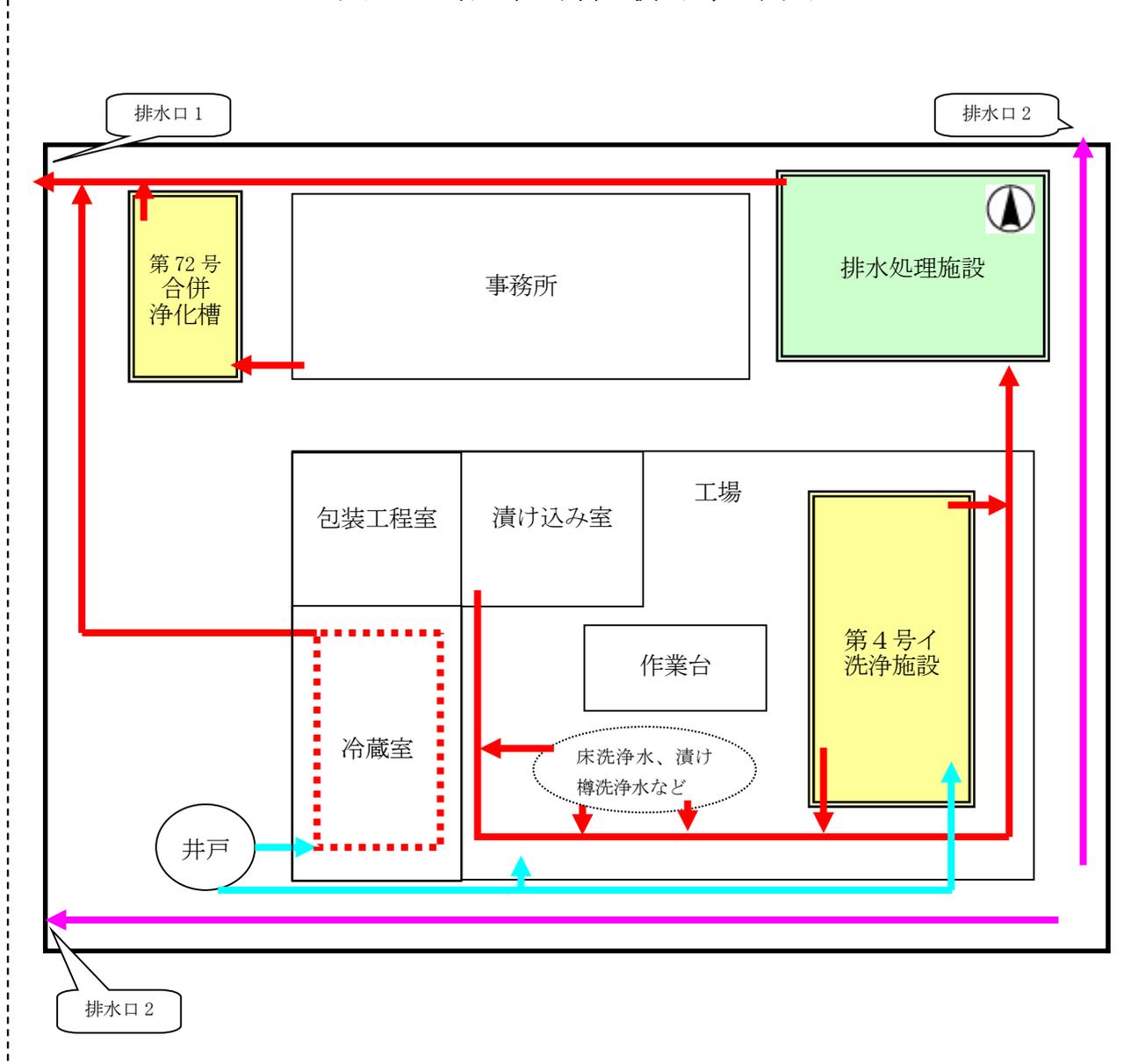
今回、新たに◎◎を製造するための工場を設置する。
主要製品は、○○を原料とする、◎◎や●○である。

工場付近見取り図及び事業場からの排水経路



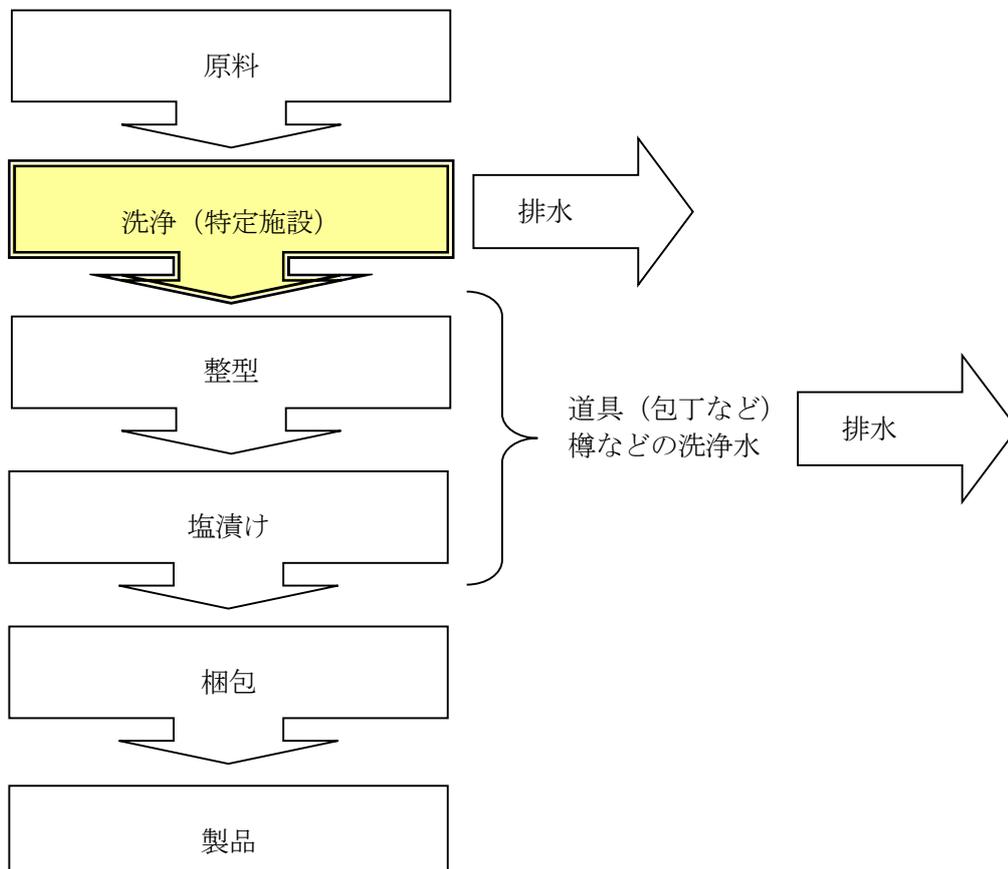
※主要河川又は海域までの経路を明示すること。

特定施設、主要機械、主要装置、汚水処理施設等の配置図 及び工場（内部）排水経路図



※別紙1、2に記載した特定施設、別紙3に記載した排水処理施設、別紙4に記載した排水口については全て必ず明記し、色を塗るなどして他と区別すること。その他主要施設についても記載すること。

施設の操業系統図（フローシート）



※特定施設に係る工程について明記すること。
※排水が出る工程について明記すること。